

函館市情報公開コーナーにおける会議録等の閲覧について

附属機関，私的諮問機関および各行政委員会（以下「附属機関等」という。）の会議録等を函館市情報公開コーナー（以下「公開コーナー」という。）において市民の閲覧に供するため，次のとおり取り扱う。

1 会議録等の公開コーナーへの提出等

(1) 附属機関等の会議で，公開されたものに係る会議録については，公開コーナーにおいて閲覧に供するので，公開コーナーに当該会議録を提出するものとする。ただし，法令，条例その他の規程に定めるところにより縦覧等の定めがある会議録を除く。

(2) 附属機関等の会議が非公開で行われた場合は，附属機関および私的諮問機関にあつては，附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領（平成10年1月30日施行）で規定する「会議開催のお知らせ」を，各行政委員会にあつては「会議開催のお知らせ」と同内容の事項を記載した文書を公開コーナーに提出するものとする。

2 会議録等の公開コーナーへの提出時期等

会議録の承認後（非公開の会議にあつては，お知らせ等を開催後速やかに），公開コーナーに1部提出するものとする。

3 提出の対象となる会議録等

平成11年4月1日以後に開催された会議の会議録等とする。

4 その他

非公開の会議の会議録について閲覧要求があった場合は，函館市情報公開条例に基づく公文書の公開請求の手続によることとする。

（平成11年7月30日通知）